

「坂城町福祉医療費給付金条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 7年 6月23日

坂 城 町 長

坂城町規則第16号

坂城町福祉医療費給付金条例施行規則の一部を改正する規則

坂城町福祉医療費給付金条例施行規則（昭和54年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条本文中「額」の次に「（以下「受給者負担金」という。）」を加え、同条ただし書中「、500円とする。ただし、」を「500円とし、」に改め、「額とする。」の次に「ただし、出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者の受給者負担金は、無料とする。」を加える。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。